

安城市市民参加条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、安城市市民参加条例（平成23年安城市条例第 号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公表の方法）

第2条 条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げる方法のうち全部又は一部の方法により行うものとする。

- （1）市の広報紙に掲載する方法
- （2）安城市公告式条例（昭和28年条例第9号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法
- （3）市の施設の窓口での供覧し、又は配布する方法
- （4）インターネットを利用して閲覧に供する方法
- （5）その他効果的に周知できる方法

（委員の公募に関する公表事項）

第3条 市長は、条例第9条第1項の規定に基づき、審議会等の委員を公募しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- （1）審議会等の名称及び所掌事務
- （2）委員の任期
- （3）公募する委員の人数及び選考方法
- （4）応募できる者の範囲及び応募方法
- （5）その他市長が必要と認める事項

2 委員を公募する期間は、原則として2週間以上とする。

（委員の選考の方法等）

第4条 市長は、前条第2項の期間に、公募に応じた者があったときは、委員を選考するために、関係職員等で構成する選考委員会を設置するものとする。

2 前項の規定による選考（次項において「選考」という。）は、次に掲げる方法のうちから1以上の方法により行うものとする。

- （1）小論文等による選考
- （2）面接による選考

(3) 書類選考

3 選考の結果は、公募に応じた者全員に通知するものとする。

(会議開催の事前公表)

第5条 条例第9条第5項の規定により事前に公表する事項は、同項に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 審議会等の名称

(2) 傍聴席数(会議を非公開とする場合を除く。)

(3) その他市長が必要と認める事項

2 条例第9条第5項の規定による公表は、原則として審議会等の会議を開催する日の2週間前までに行うものとする。

(傍聴手続等)

第6条 審議会等の会議の傍聴は、当日受付とする。この場合において、傍聴の希望者数が傍聴席数を超える場合は、抽選により傍聴人を決定する。

2 傍聴人は、住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 傍聴人は、審議会等の会議の長の指示に従って、静穏に傍聴しなければならない。

4 審議会等の会議の長は、会場の秩序維持のため必要と認めるときは、傍聴人に退席を命ずることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、規則等の規定により傍聴の手続が定められている場合は、当該規則等の手続によるものとする。

(パブリックコメント)

第7条 パブリックコメントにより意見を提出しようとする市民は、次に掲げる事項を記載した書面等を市長に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 対象事項の案の名称

(3) 対象事項の案に対する意見及びその理由

2 前項の書面等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市長が指定する場所への持参

(2) 郵送

(3) ファクシミリによる送信

(4) 電子メールによる送信

(5) その他市長が適当と認める方法

(市民説明会)

第8条 市長は、市民説明会を開催しようとするときは、次に掲げる事項を公表するよう努めるものとする。

(1) 市民説明会の名称

(2) 開催日時及び開催場所

(3) 議題

(4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、原則として市民説明会を開催する日の2週間前までに行うものとする。

3 市長は、市民説明会を開催したときは、その開催の記録を作成し、これを公表するよう努めるものとする。

(ワークショップ)

第9条 ワークショップの実施については、前条の規定を準用する。

(市民政策提案手続による提案)

第10条 条例第11条の規定により政策の提案をしようとする者は、市民政策提案書(様式第1)及び市民政策提案者署名簿(様式第2)に関係資料を添えて、市長に提出しなければならない。

(推進評価会議の組織及び運営)

第11条 安城市市民参加推進評価会議(以下「推進評価会議」という。)に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進評価会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 推進評価会議の会議は、会長が招集し、議長を務める。

5 推進評価会議の会議は、会長及び委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

6 推進評価会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 推進評価会議の庶務は、市民生活部市民活動課において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、推進評価会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

様式第2（第10条関係）

市民政策提案者署名簿

年 月 日

1 政策提案の名称

2 提案者

住 所	氏 名	安城市との関わり	備 考
		1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で活動（ ）	
		1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で活動（ ）	
		1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で活動（ ）	
		1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で活動（ ）	
		1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で活動（ ）	
		1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で活動（ ）	
		1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で活動（ ）	
		1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で活動（ ）	
		1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で活動（ ）	
		1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で活動（ ）	
		1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で活動（ ）	

※ 「安城市との関わり」は、市外に住所を有する方のみ該当する番号を○で囲んでください。なお、「市内に通勤」に該当する方は勤務先を、「市内に通学」に該当する方は学校名を、「市内で活動」に該当する方は活動団体又は活動内容を記載してください。

※ 氏名は、自署（視覚に障害がある方が、点字で自己の氏名を記載することを含む。）してください。ただし、身体に障害等があり自署することができない場合は、代筆を行うことができます。この場合、備考欄に代筆者の氏名及び住所を記載してください。